

中部国際空港島特定複合観光施設設置運営事業

設置運営事業候補者選定基準

2026年3月

愛知県

## 内容

第1	設置運営事業候補者選定基準の位置付け .....	1
第2	設置運営事業候補者の選定方法 .....	1
1	選定方法の概要 .....	1
2	選定の体制 .....	1
第3	審査の手順及び方法 .....	1
1	参加資格審査 .....	1
2	提案審査 .....	1
3	提案審査における審査基準 .....	2
4	設置運営事業候補者等の選定 .....	2
5	審査結果等の通知及び公表 .....	3
6	審査手順のフローチャート .....	3

## 第1 設置運営事業候補者選定基準の位置付け

本選定基準は、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）に基づき、中部国際空港島において、特定複合観光施設を設置及び運営する事業並びにこれに附帯する事業（中部国際空港島特定複合観光施設設置運営事業。以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「設置運営事業者」という。）の候補者（以下「設置運営事業候補者」という。）を選定するための方法、手順及び審査項目等を示したものであり、募集要項と一体のものである。

なお、本選定基準において使用している用語の定義は、募集要項に定めるところによる。

## 第2 設置運営事業候補者の選定方法

### 1 選定方法の概要

愛知県（以下「県」という。）は、本事業への参加を希望する民間事業者（以下「応募者」という。）を募集要項に基づいて公募し、公平性、公正性及び透明性の確保を徹底して設置運営事業候補者を選定するものとする。

本選定基準は、応募者が、募集要項に定める参加資格要件や事業条件を満たすことを前提として、各審査項目に対する審査のポイント、配点等を定めたものである。

設置運営事業候補者の選定は、県が募集要項に示す参加資格要件の充足を審査する「参加資格審査」及び、具体的な事業計画等を審査し、設置運営事業候補者を選定する「提案審査」の2段階に分けて実施する。

### 2 選定の体制

県は、設置運営事業候補者を選定するに当たり、客観的な評価を行うために、有識者等からなる評価委員会（以下「委員会」という。）を開催することとする。

委員会の構成は募集要項に記載のとおりである。

県は、委員会における審査を踏まえ、設置運営事業候補者及び次点設置運営事業候補者を決定する。

## 第3 審査の手順及び方法

### 1 参加資格審査

県は、参加資格審査書類について、募集要項に示す参加資格要件を充足しているかどうか審査を行う。詳細は、募集要項に記載のとおりである。

参加資格審査は、提案審査に先立って行い、参加資格要件を充足しない応募者は失格となり、提案審査を受けることができない。また、参加資格審査を通過した応募者についても、その後に参加資格要件を満たさないことが判明した場合は、その時点で失格となり、その後の審査を受けることができない。

### 2 提案審査

県は、提案審査へ参加する応募者（以下「提案審査参加者」という。）が提出する提案審査書類について、以下の手順により提案審査を行う。

- (1) 県は、提案審査書類について、参加資格審査通過者の提案内容が募集要項等に定める事業条件（以下「事業条件」という。）を充足しているか確認を行う。
- (2) 県は、(1)で確認を行った結果を委員会に報告する。
- (3) 委員会は、県の報告を踏まえて、提案審査書類について評価を行う。評価は、書類審査及びプレゼンテーション等（質疑応答を含む。）による提案内容を確認した上で、本選

定基準に基づき行う。

- (4) 提案審査では、提案された計画が優れたものとなっているか、具体的で適切なものとなっているか、また、それらが実現性の高いものかどうかなどについて審査を行う。

### 3 提案審査における審査基準

#### (1) 審査項目

提案審査における審査項目及び審査のポイントは、表2「提案審査における審査項目」に記載のとおりである。

#### (2) 得点の計算方法

ア 審査項目の配点は、表2「提案審査における審査項目」に記載のとおりである。委員が提案内容を評価するに当たっては、審査項目（中）ごとに審査のポイントに挙げた事項を考慮して、表1に基づき評価する。

表1 審査項目（中）ごとの評価結果及び得点化方法

評価	評価結果	得点化方法
S	極めて優れている。	配点×100%
A	非常に優れている。	配点×80%
B	優れている。	配点×60%
C	やや優れている。	配点×40%
D	わずかに優れている。	配点×20%
E	優れているとは認められない。	配点×0%

イ 県は、各委員による各審査項目（中）の評価結果を得点化方法に照らして算出した得点の平均点を当該項目の点数として算出する。この方法によって算出された各審査項目（中）の点数を合計し、提案審査参加者の得点を算出する。

ウ ただし、上記の方法により算出された得点が同点となる提案審査参加者がある場合は、提案審査参加者が評価Sを得た審査項目（中）の数を県で集計し、最も数の多い者を上位とする。

エ なお、提案審査の結果、次の項目のいずれかに該当する提案審査書類については、審査基準を満たさない提案として、失格とする。

(ア) 審査項目（大）ごとの点数において、配点の5割を基準とし、それに満たない提案

(イ) 審査項目全ての合計点数において、配点の6割を基準とし、それに満たない提案

### 4 設置運営事業候補者等の選定

県は、作成した得点案を基に、提案審査における得点及び順位を決定し、常滑市及び愛知県公安委員会との協議を経て、第1位順位の者を設置運営事業候補者として選定する。また、第2位順位の者を次点設置運営事業候補者とする。

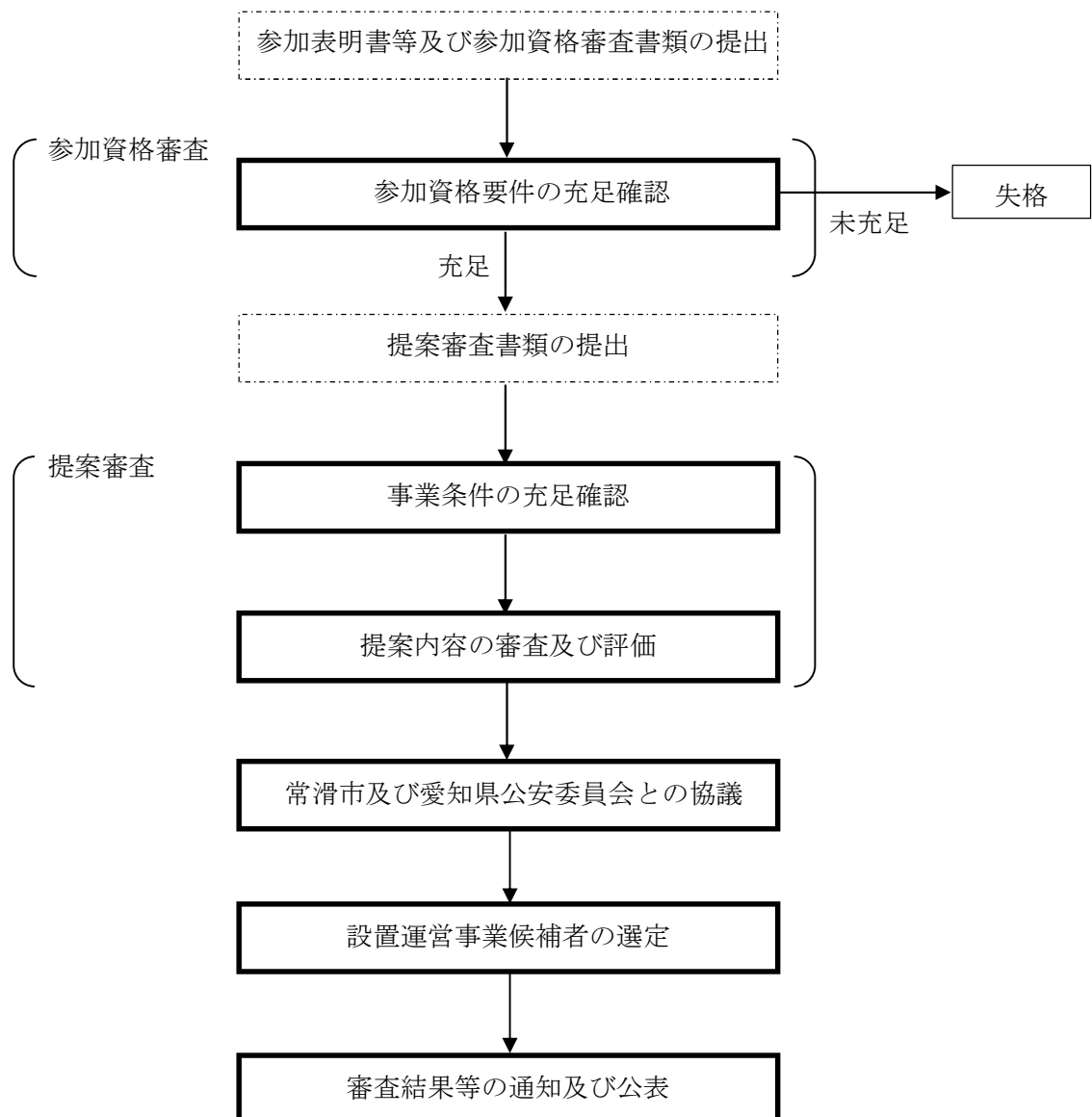
なお、選定後に設置運営事業候補者が参加資格要件を充足しないことが判明した場合は、その候補者は失格とし、次点設置運営事業候補者を繰り上げて設置運営事業候補者とする。

## 5 審査結果等の通知及び公表

県は、審査の結果を、提案審査参加者に対して通知するとともに、選定基準及び選定方法並びに評価の過程及び結果に応じた選定過程の透明性を示すために必要な資料（公表することにより、当該民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）と併せて、県の Web ページへの掲載その他適宜の方法により公表する。なお、県は、審査についての質問には一切応じられない。

## 6 審査手順のフローチャート

結果公表までの審査手順をフローチャートに表すと、次のとおりになる。



【表 2 提案審査における審査項目】

審査項目 (大)	審査項目 (中)	審査のポイント	配点	計
1 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光への寄与	(1) 統合型リゾート(IR)区域全体のコンセプト	<ul style="list-style-type: none"> <li>IR 区域全体のコンセプトが、明確であり、極めて高い国際競争力を有する優れたものであるとともに、他国の成功事例の模倣ではなく、独自性を有するものであるか。</li> <li>コンセプトが IR 事業の取組に効果的に反映されているか。</li> </ul>	30	450
	(2) IR 区域内の建築物のデザイン及び配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>IR 区域内の建築物のデザインが、IR 区域全体のコンセプトを具現化しており、愛知ひいては日本の新たな象徴となり得る先進性や他には見られない魅力を有するとともに、周囲の景観や環境と調和したものであるか。</li> <li>IR 施設が有機的連携をもって配置されて一体性があり、施設相互の相乗効果のある空間を形成したものであるか。特に、IR 区域の南北に長い形状を円滑に移動するための措置を講じ、IR 区域全体が一体となる計画が具体的に提案されているか。</li> </ul>	30	
	(3) IR 施設の規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本を代表する観光施設にふさわしい、これまでにないスケールを持つ施設であるか。</li> </ul>	10	
	(4) ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者、高齢者、妊婦、乳幼児連れの人といった、配慮を必要とする来訪者それぞれの多様なニーズに対応できるユニバーサルデザインの観点や、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレードの観点から、世界の最先端であり、模範となるものであるか。</li> <li>経営層、従業員等の女性登用や、障害者の雇用など、多様な人材が活躍できるよう配慮されているか。</li> </ul>	30	
	(5) MICE 施設 (国際会議場施設及び展示等施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催が想定される最大規模の MICE に対応できるなど、日本の MICE ビジネスの国際競争力を飛躍的に向上させ、アジア・太平洋地域における MICE ビジネスのリーダーとしての地位をより盤石にするために十分なスケールを有するか。</li> </ul>	20	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>国際連合の会議、各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議や、学会などの会議、グローバル企業をはじめとする様々な企業の会議、企業が行う報奨及び研修旅行に付随する催事などの高度な需要に十分対応できるよう必要な機能を有し、施設の使い勝手が良く、上質で洗練された内装であり、水準の高い飲食サービスが提供できるなど、国際競争力の高い、優れたクオリティであるか。</li> </ul>	50	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>誘致しようとする MICE のターゲットが明確であるか。</li> <li>誘致、企画及び運営に必要な体制及びノウハウを備えているか。</li> <li>施設の管理や運営、誘致において、愛知国際会議展示場株式会社と効果的に連携・協力する提案がなされているか。</li> <li>誘致に関して、官民連携組織との効果的な連携・協力の提案がなされているか。</li> </ul>	50	

(6) 魅力増進施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界中の観光客を引き付けることのできる、国際的に最高水準のエンターテインメント性を有する公演、展示、イベント等を提供するとともに、これを通じて愛知・日本の伝統、文化、芸術、先端技術、四季折々の自然などの様々な魅力を、幅広く又はより深く、これまでにないクオリティで発信するものであるか。</li> <li>計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えているか。</li> <li>リピートを促す誘客効果の維持向上のための取組が効果的に実施されるか。</li> </ul>	50
(7) 送客施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>IR への来訪者を、中部圏をはじめ日本各地の魅力ある観光地に送り出すために、各地の観光の魅力を伝えるショーケースとしての機能や、旅行者に必要なサービスの手配を一元的に行うコンシェルジュとしての機能を、十分に果たすものであるか。</li> <li>中部圏をはじめ日本各地の観光地への MICE 施設利用者をはじめとする IR 来訪者の送り出しや、送客先の観光地づくりとの連携など、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えているか。</li> </ul>	50
(8) 宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>諸外国の IR における宿泊施設と比較して、客室の広さ、構成、設備が国際競争力を有するとともに、IR 区域への来訪者の宿泊需要に適切に対応できる規模を持つものであるか。</li> </ul>	20
	<ul style="list-style-type: none"> <li>レストランなどの飲食サービスやその他付帯サービスのラインナップやクオリティが、国際競争力の高い、優れたものであるか。</li> </ul>	10
	<ul style="list-style-type: none"> <li>来訪者の満足につながる質の高いサービスが提供されるとともに、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えているか。</li> </ul>	30
(9) その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンテンツやサービスが、国際競争力の高いクオリティを有し、外国人旅行者をはじめとした幅広い人々が楽しむことのできる観光資源となる施設であるか。</li> <li>施設の運営やコンテンツの調達・開発など、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えているか。</li> </ul>	30
(10) カジノ施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>IR 区域全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスの取れた規模、デザイン及び配置となっているか。</li> <li>健全なカジノ施設とするための取組が適切に実施されるか（自然光の採光によるゲームへの没入感の抑止など）。</li> <li>カジノ施設を利用しない IR 利用者への配慮がなされているか。</li> </ul>	20
(11) IR 区域の整備の推進に関する施策・措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通アクセス改善、インフラ整備、MICE 誘致、観光誘客の取組が優れた IR 区域を整備するために効果的であるとともに、それらが円滑に実施されるか。</li> </ul>	20

2 経済的社会的効果	(12) 観光への効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な国際会議をはじめとする MICE の開催件数や、国内外から IR 区域への来訪者数、送客施設の機能による他地域への観光客数の増加件数・人数や伸び率が大きく見込まれているか。また、このような観光への効果は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されているか。</li> </ul>	50	100
	(13) 地域経済への効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>IR 区域への来訪者による旅行消費額の増加額や伸び率、地域における雇用創出、IR 施設の開業までの初期投資など、地域経済への効果が大きく見込まれているか。また、このような地域経済への効果は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法についても示されているか。</li> </ul>	50	
3 事業を安定的・継続的かつ安全に運営できる能力及び体制	(14) IR 事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力、役割分担と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域整備計画の認定後、速やかに IR 区域の整備を進められるよう、建設会社を確保しており、また、設計・建設及び開業準備等のために適切な実施体制が取られているか。</li> <li>適切な工程・スケジュールが組まれているか。</li> </ul>	50	250
		<ul style="list-style-type: none"> <li>IR 事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力を有すると認められるか。また、構成員の間での役割分担と連携が適切に行われているか。</li> <li>法令遵守状況に関する不適切な経歴や活動などがなく、かつ今後も IR 事業者及びその株主におけるコンプライアンスの確保、反社会的勢力の排除など、カジノ事業の免許を受ける上で必要な内容が確実に履行される体制となっているか。</li> </ul>	50	
	(15) 財務の安定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務面からみて事業が安定的であり、業績が下振れした場合にも適切に対応し、長期的に事業を継続できるか。</li> </ul>	50	
	(16) 防災及び減災のための取組等	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災・減災のための取組並びに IR 区域及び IR 施設に係る安全の確保のための取組が適切に講じられるとともに、災害その他のリスク事象について、発生時における来訪者への情報提供や救援物資の提供その他の適切なオペレーションや、損害に備えた保険の付保などが適切に講じられるか。</li> <li>感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組が適切に講じられるか。特に感染症対策については、IR は様々な機能を持つ施設が一体となった施設であることから、先行する諸外国の IR における取組例や、感染症の発生の状況に応じて定められる、IR を構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定し、発生時に適切な対策が講じられるか。</li> </ul>	50	
	(17) 地域貢献に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における良好な関係の構築のため、地元自治体、地元経済団体及び周辺地域で活動している団体などと幅広い連携を図り、多様な形で主体的に地域に貢献する計画についての具体的な提案がなされているか。</li> </ul>	50	

4 カジノ収益の活用	(18) カジノ事業の収益の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノ事業の収益を十分活用するとともに、その他の収益も活用して、IR の開業後も長期的に世界中の観光客を引き付けることのできる魅力的な施設やコンテンツを継続的に創り出すなど、IR 施設の整備その他 IR 事業の事業内容の向上や県が実施する区域整備計画に関する施策への協力等が行われるか。</li> </ul>	50	50
5 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等	(19) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最新の技術を活用したカジノ施設及び IR 区域内の適切な監視や警備、国内外の最新の知見やベストプラクティスを踏まえた依存防止対策の強化その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を行うために必要な施策及び措置について適切に講じられるか。</li> </ul>	150	150

合計 1,000